

特別養護老人ホームハピネスやくら(地域密着型)運営規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定介護老人福祉施設（以下『介護老人福祉施設』という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある者（以下『入所者』という）に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- (1) 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- (3) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームハピネスやくら
- (2) 所在地 青森県八戸市大字八幡字下樋田1番1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
管理者は、施設の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者

職 種	資 格	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容
管 理 者	社 会 福 祉 士	1 名		従事者及び業務の管理
医 師			2 名	医療に関する業務
生 活 相 談 員	介 護 福 祉 士 社 会 福 祉 主 事	1 名 以 上		日常生活の相談・指導業務
介 護 職 員	介 護 福 祉 士	6 名	2 名	生活全般に関するお世話
	そ の 他	2 名		
看 護 職 員	看 護 師	1 名 以 上		医療・保健衛生に関する業務
	准 看 護 師	0 名		
栄 養 士	管 理 栄 養 士	1 名 以 上		献立・栄養指導に関する業務
機 能 訓 練 指 導 員	理 学 療 法 士	1 名 以 上		機能訓練に関する業務
介 護 支 援 専 門 員	介 護 支 援 専 門 員	1 名 以 上		介護計画の作成・管理
事 務 員		1 名 以 上		事務処理全般
合 計		1 5 名	4 名	

※1 厨房業務については外部業者へ委託する

※2 職員は(介護予防)短期入所生活介護と兼務する

(介護老人福祉施設の利用定員、入所基準)

第6条 介護老人福祉施設の入所定員、入所基準は次の通りとする。

(1) 入所定員 20人

(2) 入所基準

- ① 新規入所者は原則要介護3以上とする。
- ② 新規入所後に要介護1・2に状態が改善した場合についてはやむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、引き続き継続入所を認める。

(介護老人福祉施設サービスの内容)

第7条 介護老人福祉施設のサービスは、次の通りとする。

(1) 施設サービス計画の作成

- ① 介護支援専門員が施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。
- ② 施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題の把握に努める。
- ③ 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案について専門的見地から意見を求める。
- ④ 施設サービス計画の内容について、入所者又は家族に説明し同意を得、交付する。
- ⑤ 施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(2) 介護

- ① 1週間に2回以上、入浴又は清しきする。
- ② 適切な方法により、排せつについて必要な援助を行う。
- ③ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(3) 食事

- ① 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

(4) 相談及び援助

- ① 入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助をおこなう。

(5) 社会生活上の便宜の提供等

- ① 日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、同意を得て、代わって行う。

(6) 機能訓練

- ① 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するため訓練を行う。

(7) 健康管理

- ① 看護職員は、入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のために適切な処置をとる。
- ② 健康管理に関し、健康手帳を有している方に必要な事項を記載する。

(8) その他

外出・外泊支援、行事、レクリエーション、クラブ活動等、入所者の必要に応じ提供する。

(入院期間中の取扱い)

第8条

- (1) 病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、入所者及び家族の希望等勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与する。

- (2) やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにする。
 (3) 入院した場合、入所者及び家族の同意を得、空床利用型の短期入所生活介護の利用者が利用できるようにする。

(利用料その他の費用の額)

第9条

- (1) 介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じた額とする。
 (2) その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、事前に文書により、入所者・ご家族に説明し支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。同意を得たものに限り実費に準じた額を徴収する。

① 居住費・食費

入所者負担段階	入所者負担額（1日あたり）		
	居 住 費	食 費	
基準額（第4段階）	多 床 室	880円	1,560円
	従 来 型 個 室	1,210円	
第3段階	多 床 室	430円	② 1,310円
	従 来 型 個 室	880円	① 650円
第2段階	多 床 室	430円	390円
	従 来 型 個 室	480円	
第1段階	多 床 室	0円	300円
	従 来 型 個 室	380円	

※入所者負担段階の決定は、お住まいの市町村でおこないます。

※居住費・食費は、それぞれ基準額（第4段階）からの差額分は公費から補足給付されます。

② その他

	料 金	備 考
※1 嗜好等に関わる交通費	実 費	公共交通機関を利用の場合
※2 嗜好等に関わる諸経費	実 費	入場料
		電化製品を持ち込んだ場合
理 美 容	実 費	
ク ラ ブ 費	実 費	個人保管の作品材料費
電 気 代	20円 / 日	電化製品1台持ち込みにつき1日20円

※1 嗜好等に関わる交通費の例

- ・個人の趣味、希望等での外出（映画・旅行等）の場合

※2 嗜好等に関わる諸経費

- ・個人の趣味等での外出（映画・入場券等）の場合
- ・電化製品（テレビ、冷蔵庫、電気毛布、加湿器等）1個につき1日あたり20円

(入所者側がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項)

第10条

- (1) 居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。
 (2) 施設内及び敷地内は禁煙とする。
 (3) 飲酒は常識の範囲内で行う。
 (4) 対人、対物に危害を及ぼしたり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。
 (5) 事業所内での他の入所者等に対する宗教活動及び政治活動は行わない。

(衛生管理等)

第11条 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 定期的に検討委員会を開催し、その結果を従業者に周知の徹底を図る。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を行う。
- (4) 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第12条 入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院及び協力歯科医療機関を定める。

(秘密保持等)

第13条

- (1) 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- (2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- (3) 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情に対する対応)

第14条

- (1) サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。
- (2) 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容等を記録する。
- (3) 場合により、関係機関等に報告する。

(事故発生時の対応方法)

第15条 事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、周知徹底を図る。
- (3) 事故防止のための委員会及び研修を定期的に行う。
- (4) 事故が発生した場合、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、受診等必要な措置を講じる。
- (5) 入所者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(身体拘束に対する対応)

第16条 入所者又は他の入所等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合、関係者等によって協議し、その入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由と経過を記録する。
- (2) 身体的拘束等の適正化のため下記の措置を講じる。
 - ①指針の整備

- ② 3ヶ月に1回以上の委員会の開催
- ③ 職員に対し年2回以上の研修を行う。

(虐待防止に対する対応)

第17条 虐待の発生または再発を防止するための対策を講じる。

- (1) 虐待防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し年2回以上の研修を行う。
- (4) 適切に実施するために担当者を配置する。
- (5) 虐待の早期発見に努めると共に、虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村、入所者の家族へ報告する。

(緊急時における対応方法)

第18条 サービス提供中に利用者に急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医・救急隊・ご家族・関係機関等への連絡を行う等、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(記録の整備)

第19条 入所者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存する。

(非常災害対策)

第20条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う
- (2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・・・・・・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年2回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画に関する事項)

第21条 感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画(BCP)を策定し定期的に研修及び訓練(シミュレーション)を行い、見直しを図る。また、計画内容については職員へ周知徹底する。

(地域との連携等)

第22条 運営推進会議を設置し概ね2カ月に1回、活動状況を報告し評価を受けるとともに、要望、助言を聞く機会を設ける。また、記録を作成し必要に応じその記録を公表する。

- (1) 自らサービスの質の評価を行い、外部評価、運営推進会議のいずれかの評価を受け、結果を公表する。
- (2) 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図る。

(ハラスメントの禁止)

第23条

- (1) 職場等において「ハラスメント禁止規定」を遵守し、ほかの職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内においてハラスメント行為（セクシャルハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）を行わない。
- (2) 入居者または入居者のご家族による職員へのハラスメント（精神的暴力・身体的暴力・セクシャルハラスメント等）また、過度な要望など著しい迷惑行為を行わない。
- (3) ハラスメント対策のための研修を行う。
- (4) その他、ハラスメントとして該当すると認められた行為

※介護現場におけるハラスメントの定義

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避し危害を免れたケースを含む）

例) ○物を投げつける ○蹴られる ○手を払いのけられる ○服を引きちぎられる	○たたかれる ○手をひっかく ○つねる ○水等をかける	○くびをしめる ○杖などを振り回す ○唾を吐く 等
---	--------------------------------------	------------------------------------

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例) ○大声を発する ○サービスの状況をのぞき見する ○怒鳴る ○脅す（言葉・凶器等） ○威圧的な態度で文句を言い続ける	○特定の職員に対し嫌がらせをする。 ○家族が利用者の発言をうのみにし理不尽な要求をする。 ○通常のサービス以外の要求をする。 等
---	---

3) セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の欲求等、性的嫌がらせ行為

例) ○必要もなく手や腕をさわる	○抱きしめる	○卑猥な言動を繰り返す 等
---------------------	--------	------------------

(その他運営に関する留意事項)

第24条 従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるための措置を講じる。
- (2) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (3) 継続研修 年4回以上

(附則) この規程は、令和6年8月1日から施行する。